

令和7年度処遇改善加算についての情報公開

1 介護職員等処遇改善加算について

介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇改善を目的として、加算の算定額を上回る介護職員その他の職員の賃金（基本給、手当、賞与等）の改善（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含む）を実施するものです。
当社では、処遇改善加算Ⅰ、Ⅱを算定しております。

2 キャリアパス要件・職場環境等要件について

キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ（任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記（詳しい要件の内容は参考シートを参照） ○

キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記（詳しい要件の内容は参考シートを参照） ○

キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金要件）【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記 ×

⇒上記に「×」が付いた場合、この欄に記入すること ○

「改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由

<input type="checkbox"/>	小規模事業所等で職員間の賃金バランスに配慮が必要のため。
<input type="checkbox"/>	職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難であるため。
<input type="checkbox"/>	年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。
<input checked="" type="checkbox"/>	その他（加算額が少額の事業所もある為、全事業所分での設定は困難）

キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）【処遇改善加算Ⅰ】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記 ○

職場環境等要件【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

介護人材確保・職場環境改善等補助金の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、令和7年度中の職場環境等要件の適用が適予される。 ○

